



ワイドサポート マッチング拠出の手引き

(ワイドサポートご利用の手引き)

ひとつ上の、将来へのゆとり。

マッチング拠出制度とは、
企業型確定拠出年金制度において、
企業が拠出する掛金(事業主掛金)に
上乗せして、加入者様ご自身が掛金
(加入者掛金)を拠出できる制度です。

この冊子では、制度のメリットやポイント、
申込方法についてご案内しています。



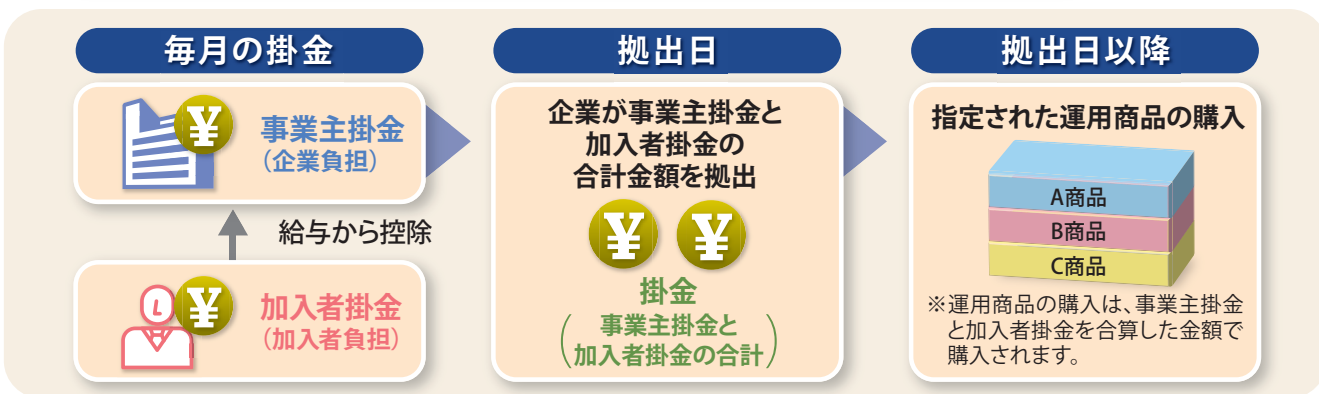
1 マatching拠出制度について



マッチング拠出制度とは？

マッチング拠出制度とは、企業型確定拠出年金制度において、企業が拠出する掛金(事業主掛金)に上乗せして、加入者様ご自身が掛金(加入者掛金)を拠出できる制度です。

加入者掛金は、事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で設定が可能です。また、加入者掛金は毎月の給与から控除され、事業主掛金と合算した金額で運用商品が購入されます。



2 マatching拠出制度のメリット

マッチング拠出には税制上の優遇措置があります。

Merit 1

[拠出] 加入者掛金全額が所得控除の対象となります。

加入者掛金は所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、課税所得を計算する際に給与収入より控除され、所得税・住民税が軽減されます。



【課税所得と加入者掛金額による税制メリット】

税軽減額 = 所得税・住民税合計税率 × 年間加入者掛金

課税所得(年間)	所得税・住民税合計税率	税軽減額(年間)
		マッチング拠出加入者掛金額(月額) 1万円
195万円以下	15%	1.8万円
195万円超～ 330万円以下	20%	2.4万円
330万円超～ 695万円以下	30%	3.6万円
695万円超～ 900万円以下	33%	3.9万円
900万円超～ 1,800万円以下	43%	5.1万円
1,800万円超～ 4,000万円以下	50%	6.0万円
4,000万円超	55%	6.6万円

※所得税・住民税の合計税率は、2024年1月現在のものです。復興特別所得税は加味されておりません。

※課税所得 = 給与収入 - 給与所得控除額 - その他の所得控除額

※税軽減額は、1,000円未満は切り捨てて表示しています。

Merit 2

[運用] 運用益が非課税です。運用益をそのまま再運用に回せるので、複利効果が期待できます。

確定拠出年金の積立資産は、特別法人税・法人住民税(合計1.173%)の課税対象ですが、現在は課税が凍結されています。

Merit 3

[受取] 各種控除が適用され税制面で優遇されます。

一括(一時金)受取は、退職所得控除の対象となります。
分割(年金)受取は、公的年金等控除の対象となります。

3 マatching拠出制度のポイント

Point 1

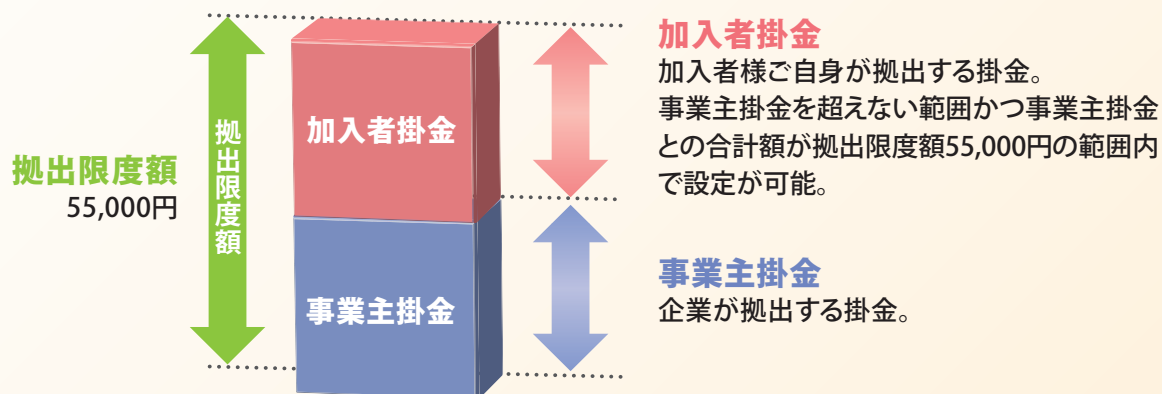
加入者掛金には限度額があります。

加入者掛金は、事業主掛金を超えない範囲かつ事業主掛金との合計額が拠出限度額※の範囲内で設定が可能です。
(1,000円以上からお申込みいただけます。)



※拠出限度額は、企業で他の企業年金等に加入されていない場合は、月額55,000円、他の企業年金等に加入されている場合は、月額27,500円になります。
(企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金および石炭鉱業年金基金等のことを指します。)

<他の企業年金等に加入されていない場合>



Point 2

加入者掛金の新規申込みは、いつでも可能です。

※企業によって新規申込月が限定されている場合があります。

Point 3

加入者掛金は、毎月の給与から控除されます。

※給与控除日は、企業ごとに異なります。

Point 4

事業主掛金と加入者掛金を合算した金額で、指定された運用商品が購入されます。

Point 5

原則として脱退や資産の中途引き出しはできません。

4 マatching拠出制度についてご理解いただきたいこと

1 加入者掛金は、申込み後自動的に調整される場合があります。

加入者掛金の調整とは？

お申込みいただいた加入者掛金が限度額を超えている場合は、限度額の範囲内に自動的に減額(調整)されます。お申込みいただいた加入者掛金と実際に拠出される金額が異なる場合がありますので、ご注意ください。

確定した加入者掛金額は、アンサーネット(インターネット)「加入者掛金の拠出(調整)履歴」でご確認いただけます。

詳細はP.8をご覧ください。



加入者掛金が自動的に減額(調整)されるケース(他の企業年金等に加入されていない場合)

減額された場合		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主掛金が30,000円の場合、加入者掛金の限度額は25,000円になります。 ● 事業主掛金が30,000円から20,000円に減額された場合、加入者掛金の限度額は20,000円になるため、加入者掛金は25,000円から20,000円に自動的に減額(調整)されます。
増額された場合		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主掛金が27,500円の場合、加入者掛金の限度額は27,500円になります。 ● 事業主掛金が27,500円から30,000円に増額された場合、加入者掛金の限度額は25,000円になるため、加入者掛金は27,500円から25,000円に自動的に減額(調整)されます。

※減額調整の結果が1,000円未満となる場合は、加入者掛金額は0円となります。

2 加入者掛金の変更申込みは、年1回可能です。

加入者掛金の金額を変更する場合は、年1回(規約で定められた変更月のみ)可能です。変更申込み方法の詳細はP.6をご覧ください。

3 加入者掛金の停止・再開申込みは、いつでも可能です。

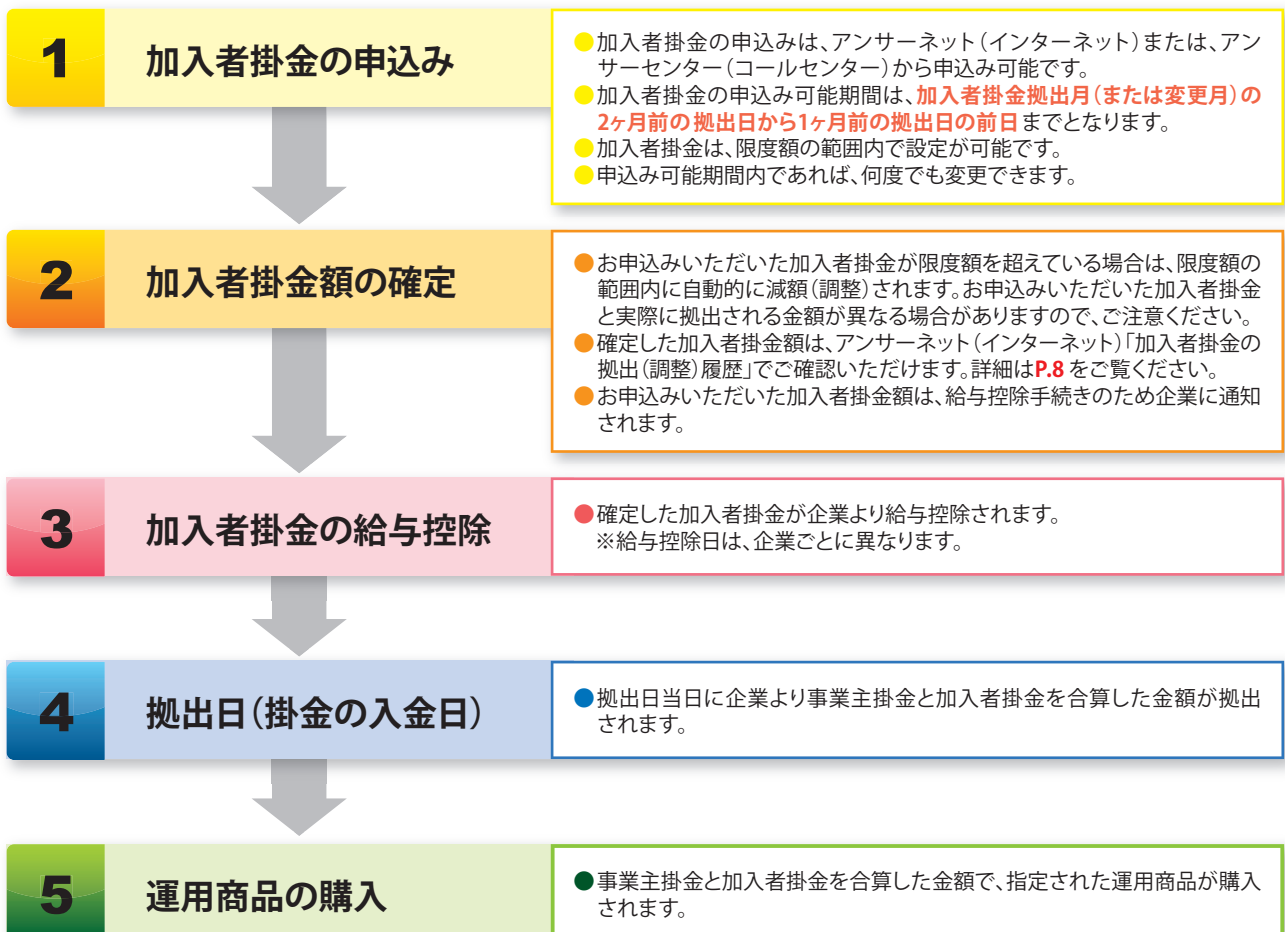
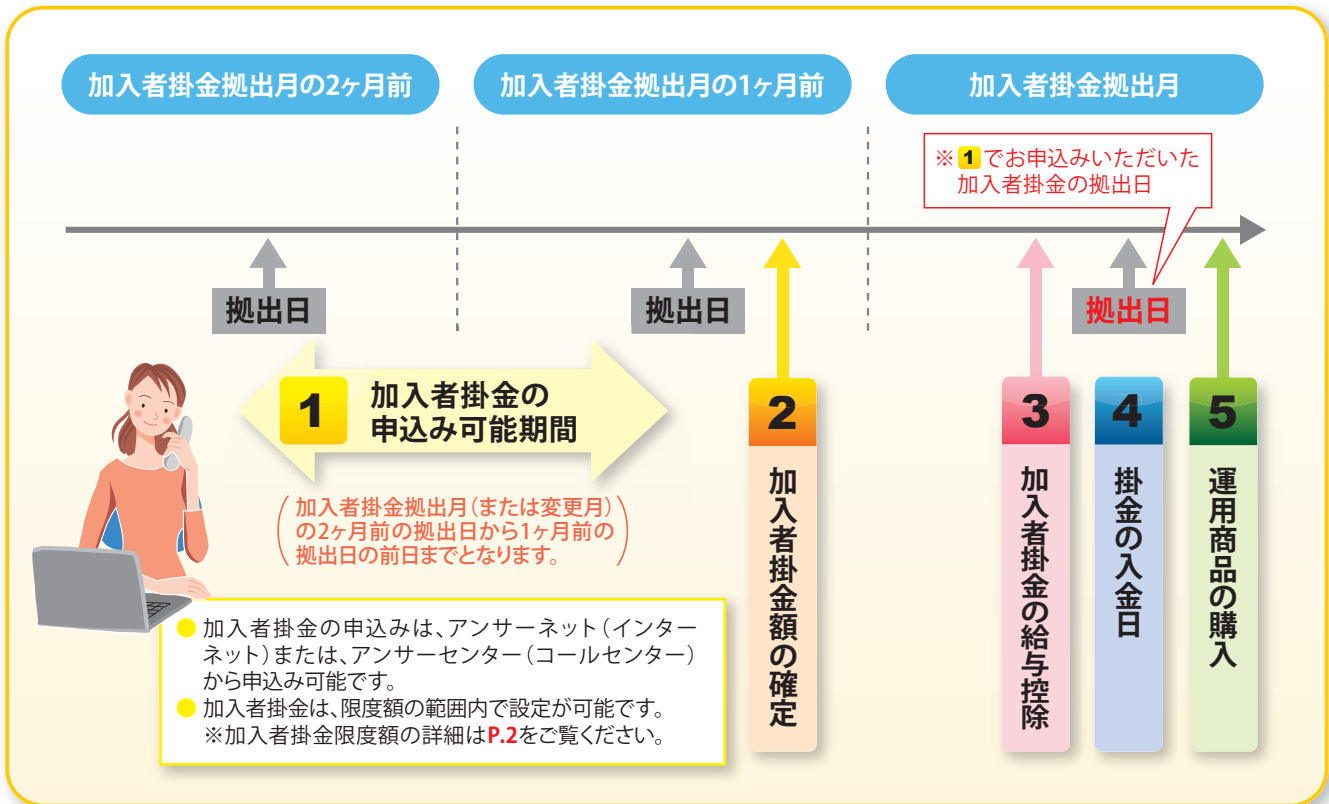
加入者掛金の停止(一時的に止める)や再開する場合は、いつでも可能です。停止・再開申込み方法の詳細はP.7をご覧ください。

※企業によって再開申込月が限定されている場合があります。
 ※加入者掛金の停止・再開申込みは、年1回の変更には該当しません。

4 事業主掛金が休止中の場合は、加入者掛金も停止されます。

休職等で事業主掛金が休止中の場合は、加入者掛金も停止されます。復職等で事業主掛金が再開された場合は、加入者掛金は改めて再開申込みが必要となります。給与控除ができなかった場合にも、加入者掛金が停止される場合があります。

5 加入者掛金申込み手続きの流れ



6 加入者掛金の申込み方法



アンサーネットの「加入者TOP」よりマッチング拠出の税制メリットを試算してから、申込み手続きができます。

1 アンサーネットからの加入者掛金申込み方法



ここから「加入者掛金申込み」画面に入ります。

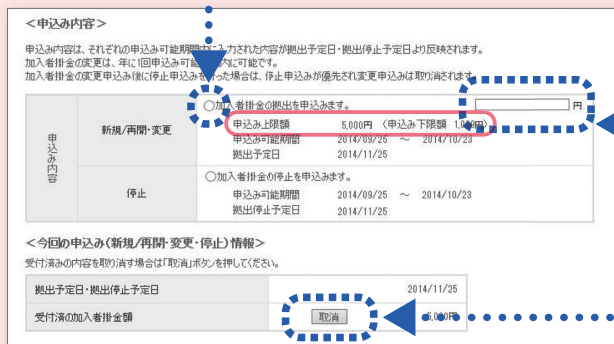
メニュー画面の「加入者掛金申込み」をクリックします。

加入者掛金申込み画面へ遷移

■加入者掛金新規申込み(加入者掛金をはじめて申込み場合)

加入者掛金の新規申込みは、いつでも可能です。
(企業によって新規申込月が限定されている場合があります。)

加入者掛金の新規申込みは、画面の「申込み可能期間」中に1,000円以上から「申込み上限額」(注)の範囲内で申込み可能です。お申込みいただいた加入者掛金額が実際に拠出される日は、画面の「拠出予定日」をご確認ください。



1 ラジオボタン「加入者掛金の拠出を申込みます」をクリックします。

2 加入者掛金額を入力します。

一度お申込みいただいた加入者掛金額を取り消す場合は、「取消」ボタンをクリックします。

(注)「申込み上限額」とは、拠出限度額からすでに設定されている事業主掛金を差し引いた額で、事業主掛金を超えない金額になります。(=加入者掛金の限度額)

■ 申込み内容の確認画面

- 1 「加入者掛金にかかる個人情報の取扱いに関する事項」をご確認いただき、
- 2 「加入者掛金の申込み(新規/再開・変更・停止)に関する事項」に同意していただく、
- 3 申込み内容確認画面に進みます。お申込み内容を確認のうえ、「実行」ボタンをクリックすると手続きが完了します。

(加入者掛金変更申込み、加入者掛金停止申込み、加入者掛金再開申込みも同様です。)

■ 加入者掛金変更申込み(加入者掛金額を変更する場合)

加入者掛金額の変更申込みは、年1回可能です。(変更月は規約で定められています。)

加入者掛金の変更申込みは、画面の「申込み可能期間」中に1,000円以上から「申込み上限額」の範囲内で申込み可能です。

お申込みいただいた加入者掛金額が実際に拠出される日は、画面の「拠出予定日」をご確認ください。

1 ラジオボタン「加入者掛金の拠出を申込みます」をクリックします。

2 加入者掛金額を入力します。

一度お申込みいただいた加入者掛金の変更を取り消す場合は、「取消」ボタンをクリックします。

前回の申込み情報がご確認いただけます。

拠出日・拠出停止日	2014/06/25
申込み受付日	2014/05/09
申込み金額	2,000円

6 加入者掛金の申し込み方法(つづき)

■加入者掛金停止申込み(加入者掛金を一時的に止める場合)

加入者掛金の停止申込みは、いつでも可能です。

加入者掛金の停止申込みは、画面の「申込み可能期間」中に申込み可能です。

実際に停止される日は、画面の「拠出停止予定日」をご確認ください。

1 ラジオボタン「加入者掛金の停止を申し込みます」をクリックします。

一度お申込みいただいた加入者掛金の停止を取り消す場合は、「取消」ボタンをクリックします。

前回の申込み情報をご確認いただけます。

■加入者掛金再開申込み(停止している加入者掛金を再び申込み場合)

加入者掛金の再開申込みは、いつでも可能です。(企業によって再開申込月が限定されている場合があります。)

加入者掛金の再開申込みは、画面の「申込み可能期間」中に1,000円以上から「申込み上限額」の範囲内で申込み可能です。

お申込みいただいた加入者掛金額が実際に拠出される日は、画面の「拠出予定日」をご確認ください。

1 ラジオボタン「加入者掛金の拠出を申し込みます」をクリックします。

2 加入者掛金額を入力します。

一度お申込みいただいた加入者掛金の再開を取り消す場合は、「取消」ボタンをクリックします。

前回の申込み情報をご確認いただけます。

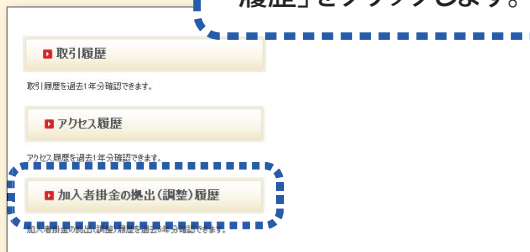
2 加入者掛金の拠出(調整)履歴



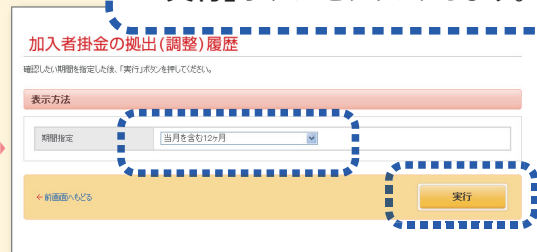
ここから「加入者掛金の拠出(調整)履歴」画面に入ります。

メニュー画面の「取引履歴等の確認」をクリックします。

2 「加入者掛金の拠出(調整)履歴」をクリックします。



3 確認したい期間を指定し、「実行」ボタンをクリックします。



■加入者掛金の拠出(調整)履歴

「加入者掛金の拠出(調整)履歴」画面では、実際の拠出金(拠出実績)や加入者掛金の申込み内容、加入者掛金の調整内容が履歴でご確認いただけます。

加入者掛金が自動的に調整された場合は、「加入者掛金の調整」欄で、調整された額と理由をご確認いただけます。

調整理由の表示例とその内容

1 **事業主掛金超過**
事業主掛金の減額によって加入者掛金が事業主掛金を超えてしまうため、加入者掛金が自動的に減額(調整)されること。

2 **拠出限度額超過**
事業主掛金の増額によって事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超えてしまうため、加入者掛金が自動的に減額(調整)されること。

加入者掛金の拠出(調整)履歴

表示方法 当月を含む12ヶ月

<拠出予定>				加入者掛金の申込み				加入者掛金の調整	
拠出予定日	現在の掛金(円)	事業主掛金(円)	加入者掛金(円)	受付日	受付額(円)	調整額(円)	調整理由		
2015/03/25	38,000	19,000	19,000	-	-	0			
<拠出実績>									
拠出日	拠出金(円)	事業主掛金(円)	加入者掛金(円)	受付日	受付額(円)	調整額(円)	調整理由		
2015/02/25	38,000	19,000	19,000	-	-	-1,000	事業主掛金超過		
2015/01/23	50,000	30,000	20,000	-	-	0			
2014/12/25	50,000	30,000	20,000	2014/11/18	20,000	0			
2014/11/25	55,000	30,000	25,000	-	-	-500	拠出限度額超過		
2014/10/24	51,000	25,500	25,500	2014/09/15	25,500	0			
2014/09/25	休止中	休止中	休止中	-	停止	0	休止(事業主掛金)		
2014/08/25	51,000	25,500	25,500	-	-	0			

※加入者掛金の調整の詳細はP.3をご覧ください。

<その他留意事項>

①加入者掛金の還付について

加入者掛金の還付は、当社よりいったん企業へ返還いたします。

還付の売却方法は、加入者様が保有している各商品の残高に応じて均等に売却をおこないます。

加入者様が保有している各運用商品は価格の変動がありますので、還付金額は還付の対象となった掛金額と必ずしも一致しません。また、還付金の売却処理をおこなうために、売却の前後数日間スイッチング（預け替え）の運用指図に制限がかかることがあります。

②同一規約内で企業転籍される場合

これまで掛けていただいた加入者掛金は停止されます。加入者掛金を継続されたい場合は、転籍先で改めて加入者掛金の申込みをアンサーネットまたは、アンサーセンターよりおこなってください。

損保ジャパンDC証券アンサーネット利用規定（確定拠出年金用） ワイドサポート利用細則（2024年2月1日改訂）

（細則の趣旨）

第1条 この細則は、損保ジャパンDC証券株式会社（以下「当社」といいます。）に登録された企業型確定拠出年金制度のご加入者（以下「ご加入者」といいます。）が、当社のインターネットサービス「損保ジャパンDC証券アンサーネット」を通じて企業型年金加入者掛金の拠出にかかる有料オプションサービス（以下「ワイドサポート」といいます。）をご利用される際における取扱いを定めるものです。この細則に別段の定めがないときは、「損保ジャパンDC証券アンサーネット利用規定（確定拠出年金用）」（以下「アンサーネット利用規定」といいます。）、「確定拠出年金規約」および「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」に従います。

（ワイドサポートの利用）

第2条 ワイドサポートは、事業主と当社の間でワイドサポートを含む契約が締結され、有効に継続している場合に限り、当社に登録された企業型確定拠出年金制度のご加入者にご利用することができます。ワイドサポートのご利用は、入力されたIDおよびパスワードが当社にご登録いただいたものと一致した場合にのみ行うことができます。

（利用時間）

第3条 ご加入者がワイドサポートをご利用できる時間は、当社が定める時間とします。ただし、当社はこの利用時間をご加入者に事前に通知することなく変更する場合があります。

- 2 システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくワイドサポートの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

（ワイドサポートのサービス）

第4条 ご加入者をご利用できるワイドサポートのサービスは、当社が定めるものとします。ただし、当社をご利用できる内容をご加入者に事前に通知することなく変更する場合があります。

（加入者掛金にかかる申出）

第5条 ご加入者がワイドサポートを利用して企業型年金加入者掛金（以下「加入者掛金」といいます。）にかかる申出を行った場合は、ご加入者をご指定された内容を入力された後、当社がその入力内容を受信したときに、ご加入者からの加入者掛金にかかる申出があったものとします。

（加入者掛金にかかる申出の登録）

第6条 前条の加入者掛金にかかる申出は、当社の「確定拠出年金加入者用サービス利用規定」等の定めるところに従い、前条の加入者掛金にかかる申出の時に降、最初に可能となるときに当社が登録します。

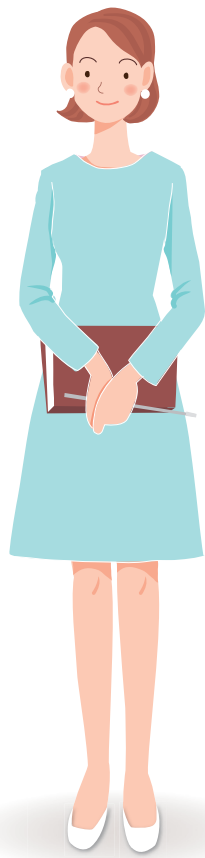
（申出の取消・変更）

第7条 第5条のお申出を取消す場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者がワイドサポートを利用して行うことができます。

- 2 第5条の加入者掛金にかかる申出につきその内容を変更する場合は、当社が定める時間内に限り、ご加入者がワイドサポートを利用して、変更前の内容を取消し、新たに変更後の内容を入力されることにより行うことができます。

（準用）

第8条 前条までに定める以外の事項については、アンサーネット利用規定の規定を準用します。



お問い合わせ



損保ジャパンDC証券
アンサーセンター



